

◎新潟県告示第1024号

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）第19条第1項の規定により、次の特定がん具類を販売等制限がん具類として指定した。

令和2年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

指定番号	種別	名称	構造	機能
12	その他のがん具類	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
指定の理由 その構造、機能等が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすと認められるため。				